

国分寺市

令和7年度募集(令和8年度実施)

提案型協働事業 募集要項

募集期間

令和7年

4月16日(水)～6月13日(金)

事業実施予定期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

問合せ・提出先 (平日 午前9時から午後5時まで)

国分寺市 市民生活部 協働コミュニティ課

所在地：〒185-0012 東京都国分寺市本町2-2-1 cocobunji EAST 3階
アクティ・ココブンジ (こくぶんじ市民活動センター)

電話：042-327-3771

E-mail：community@city.kokubunji.tokyo.jp.

～ 目 次 ～

1 提案型協働事業とは	p. 2
2 提案の要件	
(1) 提案団体要件	p. 2
(2) 提案対象事業	p. 3
(3) 共同提案について	p. 4
3 市が負担する対象経費及び積算基準	
(1) 市が負担する対象経費	p. 4
(2) 積算基準	p. 5
4 スケジュール	p. 6
5 事業応募から採択事業決定まで	
(1) コーディネーターへの事前相談	p. 7
(2) 事業の応募	p. 7
(3) 担当課の割り振り	p. 7
(4) 調整会議	p. 8
(5) 提案書等（様式第1～3号）の再提出	p. 8
(6) 審査・選考について	p. 8
(7) 採択事業の決定・通知	p. 9
6 提案事業の公表について	p.10
7 よくある質問	p.10
8 参考資料	p.11

市民活動団体等との協働の原則

協働推進ガイドブック（平成24年3月発行）より抜粋

①パートナーの特性を理解することが重要です。

協働の相手方の特徴や長所を活かした事業にするためには、相手方をよく理解する必要があります。例えば市民活動団体には地域社会の課題に取り組む「自発性」「チャレンジ性」、横断的な活動ができる「総合性」、目標を達成した時の「自己実現を重視する」など、行政や企業にない特徴があります。

②目的の共有が重要です。

共通の目標を常に確認しながら事業を進める必要があります。この目標が曖昧だと、小さな認識のズレが事業全体に大きく影響することになりかねません。「行政にとって安上がりの事業だ」といった認識や「NPOが行政の資金援助を得られる」などの認識が生じる恐れがあります。両者の得意な部分で能力を発揮しあい、よりよい成果を出すために互いに協力する必要があります。

③役割分担・責任分担が重要です。

協働のパートナーといっても、目標達成のためにはお互いの緊張関係を維持していく必要があります。お互いの役割分担を明確にし、権限と責任を常に認識しながら事業に取り組む必要があります。

④期限を設けることが重要です。

事業の目標を「いつまでに」達成するかを定め、目標に向かって取り組む必要があります。複数年にわたる事業については年度ごとに達成目標を決める必要があります。

⑤情報を公開することが重要です。

お互いの説明責任を果たすこと、協働のプロセスや成果を積極的に公開していくことが重要です。

1 提案型協働事業とは

市民活動団体の自由な発想で市に事業を提案し、採択した提案を提案団体と市が共に実施するものです。

採択された事業について、市と提案団体が役割分担・責任分担等を定めた協定を結び、提案団体に事業を委託します。委託といっても、事業を全て提案団体に任せるのではなく、協定で定めた役割分担・責任分担に従って両者が得意な分野をいかして事業に取り組みます。提案事業内容に定めはありませんが、「提案対象事業」(p.3)の要件はありますので、御注意ください。

2 提案の要件

団体の事務遂行能力や、協働の目的である「市民自治の推進」の観点等から以下の要件を定めています。なお、提案は1団体1事業です。

(1) 提案団体要件

以下の「1.」又は「2.」のいずれかに該当し、かつ下記「A」～「F」の要件を満たす団体とする。

1. 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づき設立された法人であり、かつ2.に掲げる（2）及び（3）に該当する団体であること。
 2. 主な活動場所又は事務所の所在地が市内にあり、（1）～（4）の要件を満たす市民活動団体であること。
 - （1）代表者を含み3人以上の役員を置き、かつ、構成員に5人以上の国分寺市民※がいること。
※国分寺市民とは市の区域内に住む者、市内で働く者、学ぶ者若しくは公益的な活動を行う個人をいう。
 - （2）1年以上継続した活動を行っていること。
 - （3）団体の運営に関する会則・規約に基づき民主的に運営され、予算・決算を適正に行っていること。
 - （4）前年度の決算書、活動報告書、直近年度の予算書、活動計画書があること。
- A：**暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条（定義）に掲げる暴力団又は暴力団員、国分寺市暴力団排除条例（平成24年条例第21号）第2条（定義）第3号の暴力団員等及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
- B：**第三者に損害を与えた場合（個人情報に関わる部分も含む。）に、補償等に対応できる保険に加入できること。
- C：**法人の場合は最新の事業年度の法人税、法人市民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。団体の場合は代表者が最新の所得税、市民税を滞納していないこと。
- D：**宗教の教義の布教等を主たる目的としないこと。
- E：**政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反することを主たる目的としないこと
- F：**特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条（公職の定義）に規定する公職をいう。）の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれに反することを目的としないこと。

（協働推進ガイドブック より）

(2) 提案対象事業

以下の①～⑧の要件を全て満たした事業とする。

①市の計画や事務事業に適合している事業※

※市の計画や事務事業は「事務事業評価（市ＨＰ（ページ番号 1020308））」や「国分寺市総合ビジョン（市ＨＰ（ページ番号 1021957））」から確認することができます。市の施策や事業を必ず確認し、提案書に記載してください。

②国分寺市内で実施される公益的な事業であり、市民活動団体と市が協働で行うことにより、地域や社会の課題を解決することにつながる事業

③具体的な効果や成果が期待でき、市民サービスの向上が図られる事業

④役割分担が明確かつ妥当であり、市民活動団体と市が協働して実施することにより、相乗効果が期待できる事業

⑤市民活動団体の特性である先駆性、専門性、柔軟性等をいかした新たな視点からの事業

⑥予算の見積もり等が適正であり、提案した市民活動団体が実施可能な事業

⑦担当課と信頼関係を築き共に理解しあいながら意欲的に取り組むことができる事業

⑧単年度で完了する事業※

※提案団体が過去に実施した、あるいは提案時点で実施している提案型協働事業で、事業の継続性又は発展性が認められる事業については事業実施初年度から数えて３回まで事業を実施することができます（１年ごとに提案し、審査を受け採択される必要があります。）。

ただし、以下の（１）～（７）いずれかに該当する事業は対象外です。

（１）営利を目的としたもの

（２）特定の個人や団体が利益を受けるもの

（３）宗教、政治、選挙活動に係るもの

（４）実施を伴わないもの

（５）市民活動団体が、国、地方公共団体及びその他の団体から、当該事業に対し助成を受けているもの

（６）公序良俗に反するもの

（７）提案時点で既に他の団体が協働事業で実施している事業

＜既存事業（令和７年度に市が実施している事業）の提案について＞

事前に協働コミュニティ課に相談の上、担当課と協議してください。

なお、令和７年度の当該事業の予算を超える提案はできません。

～今年度、特に応募を検討してほしい事業～

テーマ：交流と連携による地域活性化事業

市より：多様な市民・事業者等が交流し、地域課題の解決に向けて連携できる場を創出することで地域の活性化を推進する事業を募集します。アクティ・ココブンジを中心として、夜間に継続的な開催を行う事業を想定しています。

※市民活動団体が提案する事業の枠組みを狭めるものではなく、具体的な提案のヒントとして情報提供するものです。このテーマに沿った提案であるか否かによって、審査において有利・不利に扱われることはありません。

(3) 共同提案について

複数の市民活動団体でそれぞれの専門分野を組み合わせた事業を提案する場合は「共同提案」として事業提案を行うことができます。

- ・協定書や契約の締結、委託費の授受等について責任の所在を明確にするため、代表団体を選出し、「共同提案団体協定書兼委任状」を提出していただきます。
- ・共同提案団体を構成する全ての団体は応募団体要件に該当する必要があります。

※共同提案団体の代表団体は、別途単独で事業を提案することはできません。

また、2つ以上の代表団体を兼任することはできません。

3 市が負担する対象経費及び積算基準

(1) 市が負担する対象経費

- ・協働事業の事業経費は「(2) 積算基準」(p.5)を参考にし、過不足のないように積算ください。事業予算を超えた場合、超過分の費用は団体負担となります。
 - ・当該年度の事業終了時、委託費に余剰金が生じた場合は戻入手続後、市へ返還していただきます。
 - ・クレジットカードその他のキャッシュレス決済により支払いを行う場合は、当該支払いにより生じたポイント等の還元相当額(以下「ポイント等」という。)を差し引いた額が対象となります。ポイント等が不明確な場合、当該支払いは対象経費となりません。
- ※実績報告時に、ポイント等付加額がわかる支払明細等を提出いただきます。

＜市の委託費の対象となる主な経費＞

区分		経費の例
直接経費	人件費	協働事業実施に伴う給料手当、臨時雇い賃金
	報償費	協働事業実施に伴う講師やボランティア等への謝礼金
	印刷製本費	協働事業実施に必要なチラシ、パンフレット、資料等のコピー代、印刷代(インク・用紙代を含む。)
	消耗品費	協働事業実施に必要な事務用品、文房具、活動材料費
	通信運搬費	協働事業実施に必要な資料の郵送代、インターネット関係費
	旅費交通費	協働事業実施に必要な交通費
	保険料	協働事業実施に伴う傷害保険、損害賠償保険、個人情報漏えい賠償保険
	備品借上げ料	協働事業実施に必要な備品をリースする際のコスト
	賃借料	協働事業実施(イベントや講演会等)に伴う会場使用料
諸経費		協働事業全体を運営するために発生する団体の事務管理費など、間接的に必要となる経費(直接経費の10%以内で計上できます。) ※収支予算書には予定している内訳項目の明記が必要。 ※事務所経費等の団体全体の運営費に係る経費は、(当該委託費(直接経費のみ)／提案団体の総事業費(本提案委託料は直接経費のみ。))で案分した金額までを上限。

(2) 積算基準

①人件費

- ・時給単価は、目安を下表A～Dの業務内容に応じて示します。
- ・分類Aは、毎年10月1日に最低賃金が改定となり、金額が上がる傾向にあります。
金額が変更になった場合にも対応可能な内容となるよう積算してください。

【人件費基準】

分類	業務内容	時給単価
A	一般事務的な業務	1,370 円
B	専門性を有する業務	市の単価やハローワークの賃金情報等の客観的根拠を要する
C	企画立案・業務遂行を責任をもって実施する業務	1,590 円
D	意志決定、最高責任者	2,600 円

【参考】東京都最低賃金 1時間 1,163 円（効力発生年月日令和6年10月1日）

②報償費

報償費（謝礼）は下表の市の基準を目安にしてください。

項目	内 容		
報償費	講師等謝礼 (時間単価)	大学教授、官公庁部長級、民間企業最高管理層、著名民間専門家、弁護士、医師、公認会計士	13,700 円以内
		大学准教授、短期大学教授、高専教授、高校校長、官公庁課長級、民間企業上級管理層、民間専門家、不動産鑑定士、弁理士	12,200 円以内
		大学講師・助教、短期大学准教授・講師・助教、高専准教授、高校教頭・副校長、官公庁課長補佐級、民間企業課長級、税理士	10,500 円以内
		大学助手、短期大学助手、高専講師・助教・助手	9,500 円以内

【国分寺市財政課 講師等謝礼基準（含消費税）】

4 スケジュール

日時	内容
応募前 (募集期間前可)	コーディネーターとの事前相談 (p.7) <要予約> 事業企画(案)や提案書類(案)等を持参の上、コーディネーターと事前相談
令和7年4月16日 ～6月13日	事業の応募 (p.7) 募集期間内に必要書類を協働コミュニティ課へ提出
6月下旬	担当課の割り振り (p.7) コミュニティ施策推進基本方針等検討委員会にて、担当課を決定
6月下旬 ～7月中旬	調整会議 (p.8) 団体と担当課にて会議を行い、事業内容や実施スケジュール等について調整
7月18日まで	提案書等(様式第1～3号)の再提出 (p.8) 調整会議で修正が生じた場合は、提案書等を協働コミュニティ課へ再提出
8月19日	第1次審査(書類審査) (p.8) ※担当課のみ出席 国分寺市協働事業審査会(以下「審査会」という。)にて、担当課より事業趣旨説明と委員からの質疑への回答、委員による審査の実施
10月8日	第2次審査(プレゼンテーション審査) (p.8) 審査会にて団体によるプレゼンテーション、団体・担当課による委員からの質疑への回答、委員による審査の実施
11月上旬	採択事業の決定・通知 (p.9) 審査会より審査結果を市長へ報告後、団体・担当課へ書面にて通知
令和8年4月1日	協定書・契約書の締結 事業内容や実施スケジュール等を、団体・担当課で協議し確定
令和8年4月	委託費の支払い 市から団体へ、委託費を概算払で支払い
令和8年4月1日～ 令和9年3月31日	事業の実施 協定書・契約書に基づき、事業を実施 ※協働事業のパートナーである団体と担当課は、定期的に事業の実施状況を確認し合い、当初の目標や目的を達成するために常に改善していく意欲をもって事業を実施してください。
事業終了後 ～令和9年4月中旬	事業評価 自己評価、相互評価を実施
令和9年4月中旬	事業報告書等の提出 協働事業終了後、実施報告書等を作成し、担当課へ提出 ※委託費に余剰金が生じた場合には、市へ返還
令和9年5月中旬 ～5月下旬	審査会による評価 審査会にて、団体によるプレゼンテーション報告、団体・担当課による委員からの質疑への回答、委員による事業評価の実施 ※評価結果は市HPにて公表

5 事業応募から採択事業決定まで

(1) コーディネーターへの事前相談

事業企画(案)や提案書類(案)等をお持ちの上、市民活動センターコーディネーターの事前相談を受けてください。

※電話にて御予約をお願いします。

予約の際には、団体名・連絡先・担当者氏名をお伝えください。

電話：042-327-3771（アクティ・ココブンジ）

(2) 事業の応募

- ・以下の提出書類を、事務局である協働コミュニティ課へ応募期間内（表紙参照）に直接お持ちください。
- ・提出時に事務局では内容の確認は行いません。修正は担当課決定後の調整会議で行ってください。
- ・書類が揃っていない場合、募集期間を過ぎた場合は書類を受け取ることはできません。

<提出書類>

※様式は市HP（ページ番号 1002803）からダウンロード可、協働コミュニティ課でも配布

必須	①応募書類チェックシート	提出書類の確認に使用し、チェックをつけて提出
	②申請書類等提出方法申出書	A 4 サイズ 1 ページ
	③提案書	様式第 1 号、A 4 サイズ 1 ページ
	④企画書	様式第 2 号、A 4 サイズ 4 ページ以内
	⑤収支予算書	様式第 3 号、A 4 サイズ 1 ページ
	⑥団体概要書	様式第 4 号、A 4 サイズ 1 ページ
	⑦定款または規約	
	⑧直近の決算関係書類 及び令和 7 年度予算関係書類	団体全体のもの
対象 団体 のみ	⑨会員名簿（確認後返却します。）	役員 3 人、市民 5 人以上が確認できるもの ※特定非営利活動法人の場合は不要
	⑩最新年度の法人市民税納税証明書	コピー可 ※納税義務のない団体は不要
	⑪その他市長が必要と認めるもの	
任意	⑫企画・団体紹介等の資料	A 4 サイズ 4 ページ以内、両面印刷可 ※提出後の資料追加はできません。

※共同提案を行う場合は、共同提案団体協定書兼委任状及び全ての構成団体分の上記⑥～⑩の書類を作成し、提出してください。

(3) 担当課の割り振り

提案書の内容を基に、「コミュニティ施策推進基本方針等検討委員会」にて市の担当課を決定し、団体・担当課へ協働コミュニティ課より通知をします。

(4) 調整会議

団体と担当課にて会議日を設定し、実効性の高い効果的な協働事業とするため、提出書類を基に、具体的な内容について調整を行います。

(5) 提案書等（様式第1～3号）の再提出

担当課との調整を受けて、当初の提案内容に変更が生じた場合は、調整会議の期間内に提案内容の変更を行うことができます。

- ・事業目的が変わるような変更は認められません。
- ・事業内容の見直しや修正が必要となった場合、再提出の日付の提案書等を7月18日（金）までに協働コミュニティ課へ提出ください。

※事務局では内容及び誤字脱字等の不備の指摘は行いません。審査会にはそのまま提出しますので担当課と十分調整の上、提出してください。

(6) 審査・選考について

審査・選考は、国分寺市協働事業審査会※が行います。

※委員は①協働事業に識見を有する者3名、②市部長職3名、③市民公募委員3名の9名
提案型協働事業の審査・選考は③を除く6名で実施

①第1次審査（書類審査）【8月19日（火）】

- ・担当課が出席し、事業概要の説明と提案書類についての質疑を行います。
なお、団体は同席しません。
- ・その後、審査会委員が各審査項目において判断基準に基づき、6～1点で評価し、合格提案を決定します。
- ・合格点は（委員人数）×（審査7項目）×（3点）以上です。

②第2次審査（プレゼンテーション審査）【10月8日（水）】

- ・第1次審査で合格点を獲得した提案を対象に、担当課同席のもと、事業内容についてプレゼンテーションと質疑を行います。
- ・その後、審査会委員が各審査項目において判断基準に基づき、4～1点で評価し、合格提案を決定します。
- ・合格点は（委員人数）×（審査7項目）×（3点）以上です。

【審査基準（共通）】

審 査 項 目		
1	事業の目的	市民や地域のニーズ、社会問題や地域課題等を踏まえたものであるか。 また、市が関わる必要性が認められるか。
2	独創性・ 先駆性	提案は独創的でかつ先駆性があり、今後の協働事業のモデルとなり得るか。
3	役割分担	団体と市との役割分担は明確かつ妥当か。
4	協働による 効果	協働することで質の高いサービスが提供でき、また、相乗効果・波及効果が期待できるか。
5	費用の妥当性	提案内容を実現するための妥当な経費見積りとなっているか。
6	事業遂行能力	団体には事業遂行上の問題を解決していくための専門性及び経験が十分にあり、また、市と一緒に事業を検討し練り上げていく能力があると認められるか。
7	実現可能性	実施体制、実施方法やスケジュールが具体的かつ合理的で、実現可能性は高いか。

【判断基準】

第 1 次審査	
6 点	非常に高く評価できる
5 点	高く評価できる
4 点	評価できる
3 点	どちらかといえば評価できる
2 点	どちらかといえば評価できない
1 点	あまり評価できない

第 2 次審査	
4 点	非常に高く評価できる
3 点	高く評価できる
2 点	評価できる
1 点	どちらかといえば評価できる

（７）採択事業の決定・通知

- ・第２次審査に合格した提案のうち、提案型協働事業予算の範囲内（250万円以内）で高得点順に採択します（市が実施している既存事業に対する提案はこの限りではありません。）。
- ・審査結果は、審査会より市長へ報告後、団体・担当課へ書面にて通知します。

※事業提案額が高額の場合、得点順位が高くても不採択となり、提案額が少額の下位の提案が採択となる場合があります。

6 提案事業の公表について

選考過程における公正性や透明性を確保するため、個人情報等に配慮の上、提案された協働事業の概要や団体名（事務所の所在地、代表者氏名含む。）、選考結果を市ＨＰで公表します。

7 よくある質問

Q.1	個人での応募はできますか？
A.1	提案型協働事業は、市民活動団体等と市が協働で行う事業を募集するものであるため、個人からの提案は対象外となります。

Q.2	協働事業実施において収入があってもいいですか？
A.2	協働事業において収入があっても構いませんが、収入分は全て同じ提案型協働事業費に充てていただくことになります。

Q.3	予算限度額における採択はどのように考えるのですか？
A.3	今回募集している提案型協働事業の予算上限額は250万円です。原則、第2次審査の高得点順に予算配当していきます。

Q.4	担当課はどのように決定されますか？
A.4	「国分寺市コミュニティ施策推進基本方針等検討委員会」において、提案書を基に協議し決定します。

Q.5	協働事業の成果物を団体の自主事業で使用することはできますか？
A.5	協働事業の実施を通じて新たに発生して得られた成果は、原則、市に帰属しますが、市の承諾を得て成果物を使用することは可能です。 なお、Q2に記載のとおり協働事業の成果物を使用して得た収入は、全て提案型協働事業に充てていただくこととなります。 ※提案型協働事業は単年度で完了するため、翌年度同様の事業を継続して実施する場合でも、収入の充当は同一年度の事業のみ可能です。

8 参考資料

実施年度	事業名	団体名	担当課（協力課）	事業概要
平成 28 年 （1 年間）	こくぶんじ青空 ひろば事業	NPO 法人冒険遊び場の会	子ども子育て事業課 （子育て相談室）	公募型協働事業として平成 26 年度より実施してきた「屋外型親子ひろば」「子ども野外事業」について、協働事業審査会（評価）にて指摘された課題を解決すべく、実施場所・開催時間・対象者の拡充を行い新たな 1 事業として提案。 また、新たに市民向け講習会を実施し、子育て関係団体や市民の方々へ団体がこれまで培ってきた事業運営方法などのノウハウを伝える機会を設ける。 【現在、公募型協働事業として実施】
平成 26 年 28 年 29 年 （3 年間）	協働を進めるための 市職員・NPO スタッフ 合同研修事業	国分寺・協働を進める NPO 連絡会 【共同提案団体】 NPO 法人ワークーズ風ぐるま(代表団体) NPO 法人お産サポート JAPAN 認定 NPO 法人冒険遊び場の会 NPO 法人まちづくりサポート国分寺 ミズモリ団	協働コミュニティ課 （職員課）	共同提案事業。市職員及び NPO スタッフの相互理解を深めるため、ワークショップや市職員が NPO の活動している現場にて実地研修を行う。 【現在、内容を一部変更し、公募型協働事業として実施】
平成 31 年 令和 2 年 （2 年間）	小さい子どもを 育てる人のための 本の時間（託児付き 図書館利用サービス） 北の原地域センター 運営に関するサポ ート事業	ははがよむ ふれあい北の原	図書館課 （公民館課） 協働コミュニティ課	子育てをしている方にお子さんと一時離れ「自分のための時間」として図書館での読書の時間を確保することにより、リフレッシュしてもらい、よりよい子育てに繋げていく事業。 最終目標を北の原地域センターの管理委託を市から受けることとし、利用者自らが地域コミュニティの拠点の運営を担っていき、地域コミュニティの強化を図る事業。

※過去の提案書は「協働事業審査結果のまとめ」（市HP（ページ番号 1002804））から確認できます。